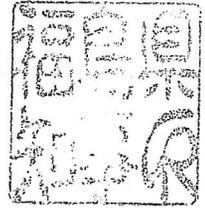




23 環保第 1205 号
平成 23 年 9 月 26 日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する
条例の改正について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の改正について

2 改正の内容

- (1) 特定事業場排水水の汚染状況測定結果の保存義務の追加
特定事業場排水水の汚染状態を測定し、その結果を記録することに加え、その記録を保存しておくことを新たに規定する。（第19条）
併せて、当該事項の違反に対して罰則を規定する。（第59条）
- (2) 設置する浄化槽の見直し
現行では「窒素を除去することができるし尿浄化槽で規則で定めるもの」の設置を義務付けていたが、「窒素及びりんを除去することができる浄化槽で規則で定めるもの」の設置に見直す。（第22条～第24条）
- (3) 文言の修正
現行条例で掲げている「し尿浄化槽」を、「浄化槽」に改める。（第2条、第22条～第24条、附則2、別表第1、別表第2）

3 改正の理由

- (1) 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）が平成23年5月10日に公布され、改正水質汚濁法では、排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対する罰則が創設されたことから、法律との整合を図るため改正する。
- (2) 条例制定当時りん除去の技術が確立していなかったことから、窒素除去型浄化槽の整備を先行させてきたが、水質悪化の未然防止策を強化する必要があることや浄化槽製造メーカーによる供給体制が整ってきたことなどから、窒素・りん除去型浄化槽の設置を義務付ける。
- (3) 現行では、建築基準法施行令で掲げている「し尿浄化槽」としていたが、浄化槽法第2条第1項で規定している「浄化槽」とし、県民等へ誤解を与えない文言に改める。

（事務担当 生活環境部水・大気環境課 主査 笠原香峰子 電話：024-521-7258）